



福祉特集号

第3期南魚沼市地域福祉計画

(計画期間：平成29年度～平成33年度)

【問合せ】福祉保健部 福祉課 ☎773-6667

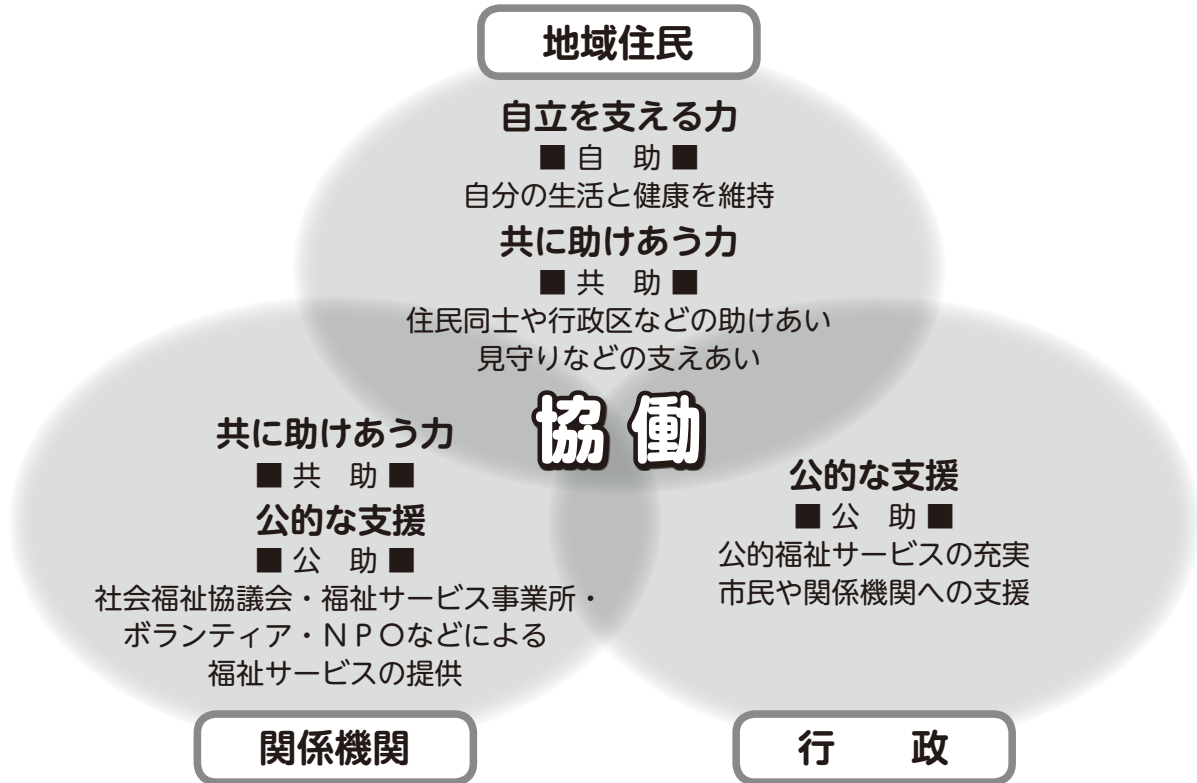
少子高齢化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化、景気の停滞感などによる生活困窮者の増加など、近年社会情勢の変化は早まり、市民の抱える生活課題はますます多様化・複雑化しています。

その課題に対応するために、行政と市民や事業所など、地域に関わるすべての人が協働して支えあう「地域福祉」の重要性が高まっています。

平成29年3月末に第2期南魚沼市地域福祉計画が終了することから、地域福祉をさらに推進するために平成29年4月～平成34年3月の5年間を計画期間とする「第3期南魚沼市地域福祉計画」を策定いたしました。第2期で取り組んできた事業の検証を行い、新たな課題にも対応する計画としています。

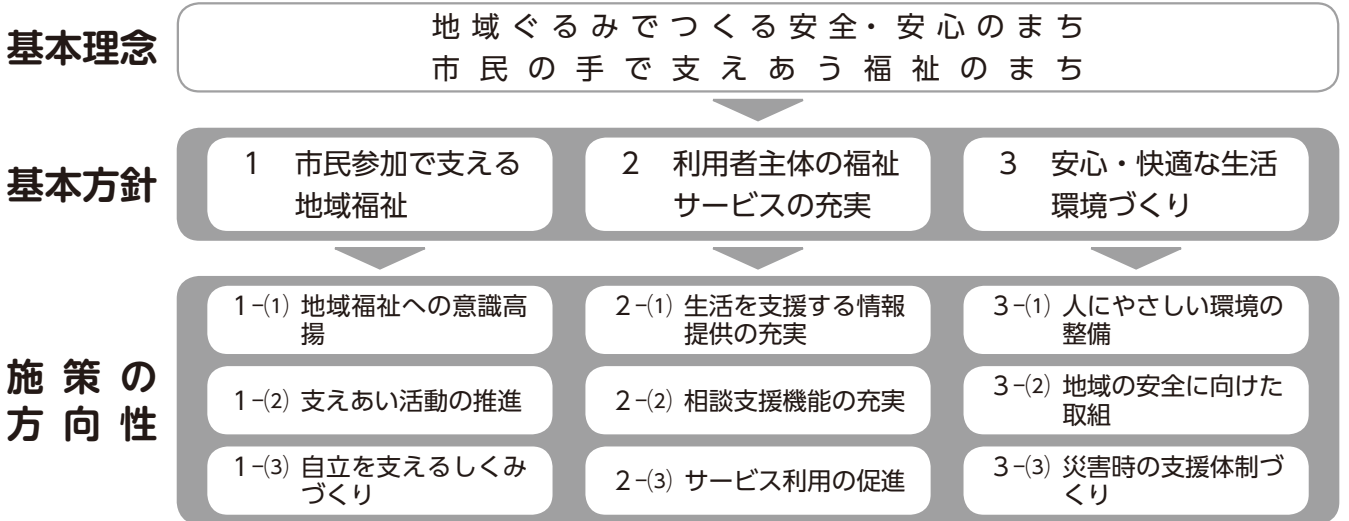
※第3期南魚沼市地域福祉計画は、福祉課、大和・塩沢市民センターで閲覧できます
(市ウェブサイトにも掲載。「南魚沼市地域福祉計画」でサイト内検索)

地域福祉推進のイメージ



協働とは それぞれに立場の違う市民や組織・団体が、共通の目的・目標を達成するために、自らできることを実践し、連携・協力しながら取り組むことをいいます。

第3期南魚沼市地域福祉計画の体系



施策の展開

1. 市民参加で支える地域福祉

1-(1) 地域福祉への意識高揚

- 地域福祉活動に参加しやすい環境を整え、若者などの参加を促します。
- 市民に向けた地域福祉に関する取組を行うことで、市民主体、地域主導の地域福祉活動につなげます。
- 小中学生などへの福祉教育を継続し、思いやりの心を育みます。



1-(2) 支えあい活動の推進

- ・地域交流の場である各種サロンや教室を継続し、地域内における高齢者や子どもなどの交流促進を図ります。
- ・身近な相談窓口や地域とのつなぎ役である民生委員・児童委員の活動や、行政区などが行う地域に根差した活動を支えます。
- ・ボランティア活動の様子を紹介するなど、地域福祉活動に参加するきっかけづくりを進めます。



1-(3) 自立を支えるしくみづくり

- ・生活困窮者自立支援制度の周知を図ります。
- ・誰もが安定した生活を送れるように、関係機関と連携しながら総合的な支援体制を確立し、就労支援を推進します。
- ・子どもに学ぶことの楽しさを教えることで、自立への意欲を高めます。

2. 利用者主体の福祉サービスの充実

2-(1) 生活を支援する情報提供の充実

- ・市報は、見やすくわかりやすい紙面づくりを心がけます。
- ・市報のほかに、市公式ウェブサイトやFMゆきぐにを活用し、迅速な情報提供に努めます。

2-(2) 相談支援機能の充実

- ・虐待や認知症に起因する問題点の早期発見・早期対応のために、関係機関や地域と情報を共有し、連携体制を強化します。
- ・相談者への継続した支援を行うとともに、家族への支援体制を整えます。
- ・相談に携わる関係者の知識を高め、問題解決能力の向上を図ります。

2-(3) サービス利用の促進

- ・福祉サービス事業所の人材確保と養成について、関係機関と連携しながら取り組みます。
- ・知的障がいや認知症がある人などに成年後見制度の利用を促し、安定した生活を確保します。また、長期間にわたり後見人が必要な人を対象とする法人後見事業の取組を支援します。
- ・季節や天候に関わらず利用できる子どもの遊び場の実現に向けて、検討を開始します。

3. 安心・快適な生活環境づくり

3-(1) 人にやさしい環境の整備

- ・公共施設や道路などのバリアフリー化を計画的に推進します。
- ・療育が必要な子どもにユニバーサルデザインを導入した環境の整備を進め、障がい特性の理解促進と支えあいを推進します。
- ・雪に対する負担軽減を図るため、除雪に関する支援を継続します。



3-(2) 地域の安全に向けた取組

- ・要配慮世帯などについて、行政区や民生委員・児童委員、関係機関と情報を共有し、地域ぐるみで見守りを行います。
- ・子どもや高齢者、障がい者などの安全確保のために、地域における自主的な見守り活動を支援します。
- ・自主防災組織や消防団の活動を支援し、地域の防災力を高めます。

3-(3) 災害時の支援体制づくり

- ・避難行動要支援者名簿を整備し、関係機関と情報を共有するなど、災害時の支援体制を確立します。
- ・災害時の迅速な対応と二次災害を防止するために、防災訓練などを通じて地域における支援体制づくりを進めます。
- ・共同生活が困難な人が避難所で安心した生活を送ることができるよう、関係機関と連携して福祉避難所の確保に取り組みます。

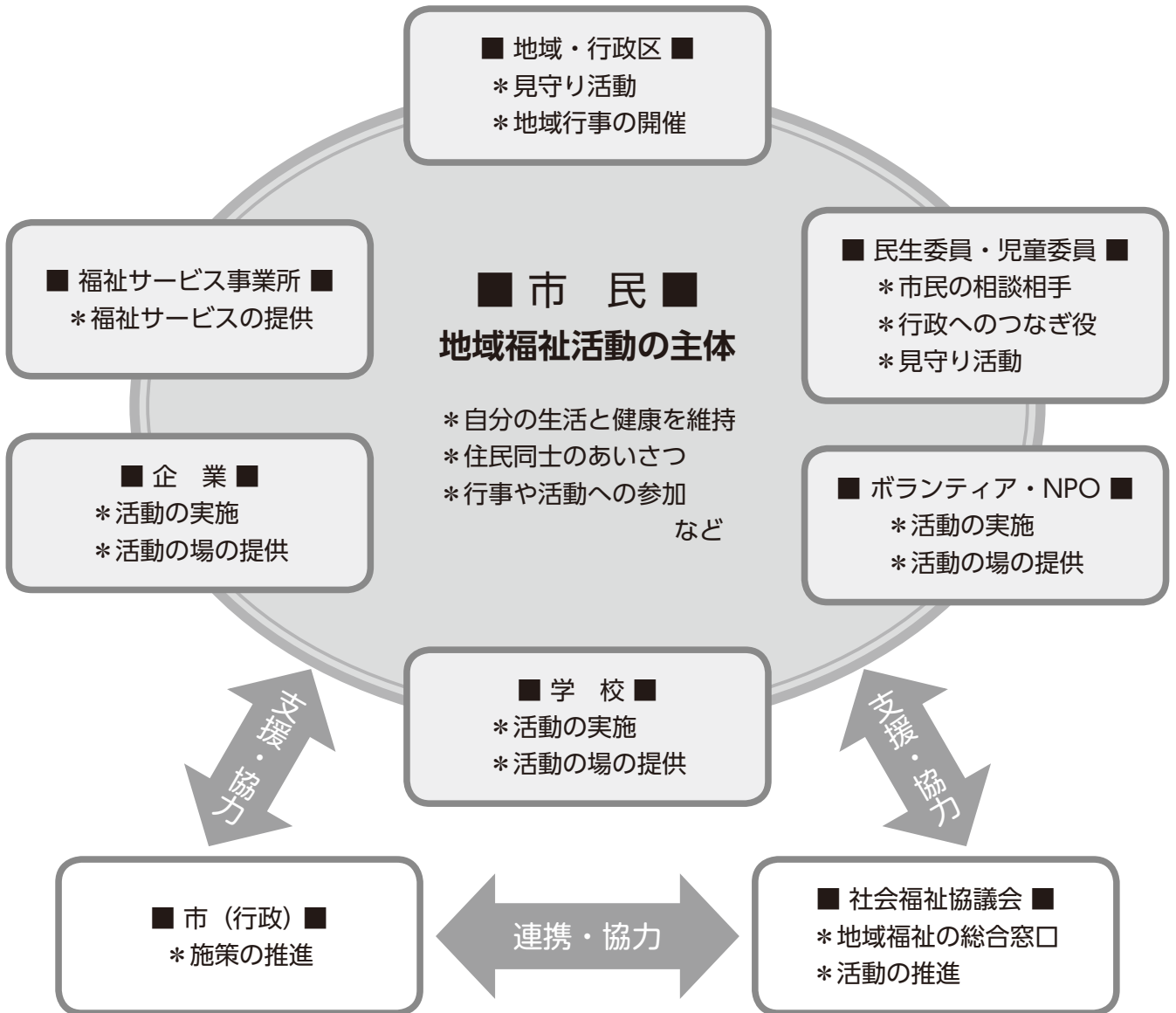


よりよい計画となるよう、それぞれが果たす役割

すべての市民が、安全・安心に暮らし続けることのできる地域社会の実現には、市民による主体的な取組と、市民と地域が協働して地域福祉活動を推進していくことが重要です。

そのためには、市民をはじめ地域で活動する民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、学校、企業、福祉サービス事業所などが、地域福祉活動の担い手となることが求められます。

計画を推進していくためには、市民を中心にそれぞれの機関などが各自の役割や責務を果たしながら、互助の精神を持ち協働して取り組んでいく必要があります。



各自の役割

●市民

地域福祉活動の担い手であることの自覚と関心を持ち、あいさつや見守り活動、ボランティアや地域行事などに積極的に参加し、地域の支えあいを進めましょう。

●ボランティア、NPO、学校など

地域福祉活動の実施や活動の場の提供を行うなど、市民とともに地域福祉活動の担い手として積極的に取り組みましょう。

●市

市民が地域福祉活動に参加しやすい環境の整備や、必要な支援を行います。また、社会福祉協議会と連携しながら市民主体の地域福祉活動を支援します。